令和７年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素より市税について、格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、償却資産所有者は地方税法第 383 条の規定により、賦課期日（1 月 1 日）現在、府中市内に所有する償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きを参照されて、同封の申告書等を作成のうえ、期限までに提出していただきますようお願いします。

提出期限／令和７年１月 31 日（金）

事務処理の都合上できるかぎり、令和７年１月 24 日(金)までに提出していただきますようご協力をお願いします。

償却資産については、当市ホームページからもご覧いただけます。

申告書、種類別明細書等も、当ホームページから作成できます。

https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/zei_hoken_nenkin/zei/shurui/koteishisanzei/2162.html

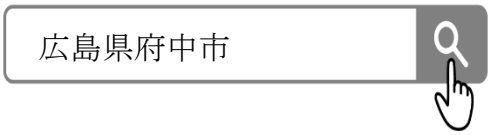

《目　　次》

Ⅰ　償却資産の申告について …… 1 ～ 3 ページ
Ⅱ　償却資産のあらまし …… 4 ～ 13 ページ
償却資産申告書の書き方
1　償却資産申告書 …… 14 ページ
2　種類別明細書（増加資産・全資産用） …… 15 ページ
3　種類別明細書（減少資産用） …… 16 ページ

府　中　市

Ⅰ　償却資産の申告について

1　申告していただく方

毎年１月１現在、府中市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産【構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品】（府中市内で貸し付けている資産も含む。）を所有している法人又は個人。

2　書類による申告等の提出方法

〈申告方法〉

(1)一般方法

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法で、評価額等の計算は、府中市で行います。

(2)電算処理方法

賦課期日（１月１日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方法です。**（異動の有無にかかわらず、申告が必要です。）**

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和７年１月１日現在において所有されている**全ての償却資産**	令和６年１月２日から令和７年１月１日までの間に**増加又は減少した償却資産**	償却資産申告書 第 26 号様式 (P14 参照)	種類別明細書 増加資産・全資産用 (P15 参照)	種類別明細書 減少資産用 (P16 参照)
一般方法	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○		○
	償却資産を所有されていない方			○		
電算処理方法	初めて申告される方	○注１		○	○注１	
	前年以前に電算処理方法により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○		
	償却資産を所有されていない方			○		

注１：電算処理方法で申告していただく場合は、資産ごとに評価額、課税標準額等を算出し必ず記入してください。

可能な限り郵送又は eLTAX での申告にご協力ください。

◆郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず「償却資産申告書」の写しと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

3　番号法に定める本人確認の実施

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア　本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「府中市から送付された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ　代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

4　電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の市役所に配信されます。

※　電子申告を行なう場合は、電子証明書等を取得されたうえでeLTAXのホームページから利用の届出を行ない、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。

※　府中市では、前年度までに申告した資産等が入力された「プレ申告データ」の送信は行なっておりません。

〈申告方法〉及び**〈提出書類〉**は、1ページをご参照ください。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクにお問合せいただくか、eLTAXホームページをご覧ください。

【地方税共同機構】eLTAXホームページアドレス　https://www.eltax.lta.go.jp
eLTAXヘルプデスク　電話　0570-081459（つながらない場合は03-5521-0019）
〔9：00 ～ 17：00受付　（土・日・休祝日と12/29 ～1/3は除く）〕

5　相続・譲渡・合併等があった場合

相続・譲渡・合併等で資産が増減する場合は、減少する方・増加する方のどちらも申告の必要があります。全資産移動の場合は償却資産申告書の備考欄に、一部移動の場合は種類別明細書の摘要欄に、【○○会社へ吸収合併】【○○商事から全件譲受】【○○会社と合併】【相続】等、資産の移動内容を記入してください。

6　提出期限

法定申告期限は、**令和7年1月31日（金）**です。

事務処理の都合上できるかぎり、**令和7年1月24日(金)**までに提出していただきますようご協力をお願いします。

7　提出先・お問合せ先

〒726-8601　広島県府中市府川町 315
府中市役所　総務部税務課資産税係　（本庁舎 2 階）　☎0847-44-9127

※申告書のご提出は上下支所でも受け付けています。

8　申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

9　実地調査等のお願い

【調査目的】

府中市では、償却資産の申告もれや申告誤りを防止するため「償却資産の実地調査」を行なっております。市内の全事業者を対象に計画的に進めてまいりますので、調査へのご協力をお願いします。

【調査概要】

① 資産台帳や会計簿等の資料提供を求め、それらの書類審査により整合確認を行ないます。

② 書類審査に協力を得られない場合や書類審査で不明な点があった場合など、必要な場合は現地にうかがい現物確認等を行ないます。

③ 調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（原則として、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、5 年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は１回となりますのでご留意ください。

※未申告の事業者へは、申告を促すための催促等を行ないます。（推定による評価により課税を行なう場合もあります。）

【根拠法令等】

○固定資産の実地調査
　地方税法第 408 条（実地調査の実施）
○質問検査権
　地方税法第 353 条第 1 項（質問検査権の行使）
　　〃　第 354 条の 2（国税資料の調査）
　　〃　第 354 条（検査拒否等に関する罰）
○固定資産税に係る申告
　地方税法第 383 条（償却資産の申告）
　　〃　第 386 条及び市税条例第 75 条（不申告に関する罰）
　　〃　第 385 条第１項（虚偽の申告に関する罰）

Ⅱ　償却資産のあらまし

1　償却資産の範囲

⑴　償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

【例】アパートの主な償却資産は次のとおりです（建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です）

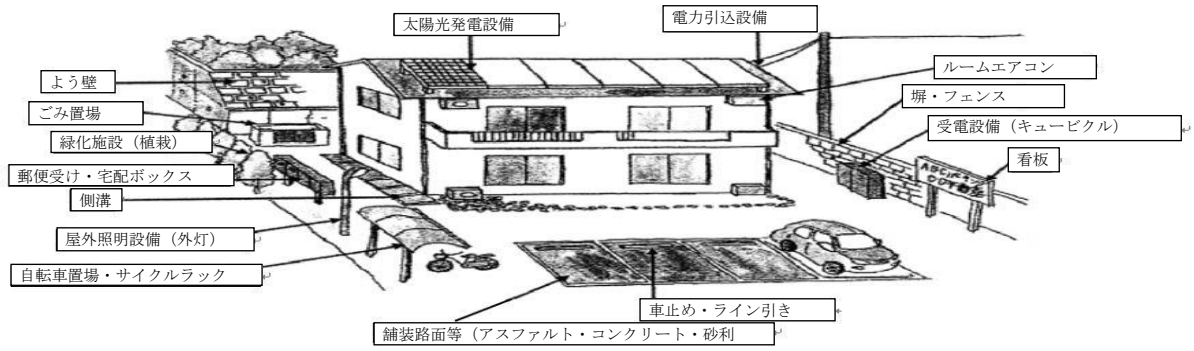

⑵　償却資産の種類（資産別）

資産の種類			具体例
1	構築物	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備
		建物附帯設備（建築設備）	1　プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2　建築設備のうち償却資産として扱うもの（6ページ参照） 3　賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装は、償却資産（分離課税）として申告してください。
2	機械及び装置		機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの（分類番号が「0、00～09及び000～099」）、その他各種業務用機械および装置など
3	船舶		客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、ボート、作業船、台船等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「9、90～99及び900～999）、各種運搬具など （注）大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について次の要件を一つでも超えるものは、大型特殊自動車となります。 ①長さ4.7m　②幅1.7m　③高さ2.8m　④最高時速15km/h 農耕作業用自動車については、上記①～③に関係なく、乗用装置があり最高時速35km/h以上のものが大型特殊自動車となります。 上記の要件をすべて下回るものは小型特殊自動車となり、軽自動車税の課税対象となります。
6	工具・器具及び備品		ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン、陳列ケース、自動販売機、複合機、看板、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業　　種	資　産　の　名　称
共　　通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装、内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN 設備等
製　造　業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印　刷　業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建　設　業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車等
娯　楽　業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小　売　業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視施設、太陽光発電設備、電力引込設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備、（ターンテーブルを含む）、舗装道面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸芸師匠業貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装等

※上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

⑶　家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が**同じ**場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、6 ページ**＜家屋と償却資産の区分表＞**をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が**異なる**場合

㈱ 賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

㈱「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人（テナント）等が償却資産としてご申告ください。

＜家屋と償却資産の区分表＞

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	LAN設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	インターホン設備	親機・子機、アンプ、スピーカー等の機器		●		●
		配管・配線、ボックス等	○			●
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		●		●
		配管・配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、屋内受水タンク、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド、LAN設備等		●		●
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		●		●

⑷　申告漏れとなりやすい資産

ア　税務会計上、減価償却となる資産
イ　決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
ウ　減価償却が終わり、帳簿上、忘備価額で計上されている資産
エ　建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が１月１日現在において、事業の用に供することができる資産
オ　会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
カ　改良費のうち、資本的支出として計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）
キ　遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
ク　資産の所有者が他の事業を行なう者に貸し付けている事業用資産（貸し付け業としている場合は、事業・非事業にかかわらず対象です。）
ケ　青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して、即時償却した取得金額30 万円未満の資産（下記の表④参照）
コ　社宅・宿舎用・寮用など福利厚生の用に供する資産

⑸　リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、ユーザー（買主）が申告を行う必要があります。

⑹　少額資産等の取り扱いについて

償却資産において、地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、

ア　使用可能期間が１年未満であるものまたは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの（下記の表①参照）
イ　取得価額 20 万円未満の資産のうち３年間で一括償却したもの（下記の表②参照）
ウ　法人税法第 64 条の２第１項、所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもの（下記の表③参照）のみです。

ただし、取得価額 10 万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。（下記の表⑤参照）

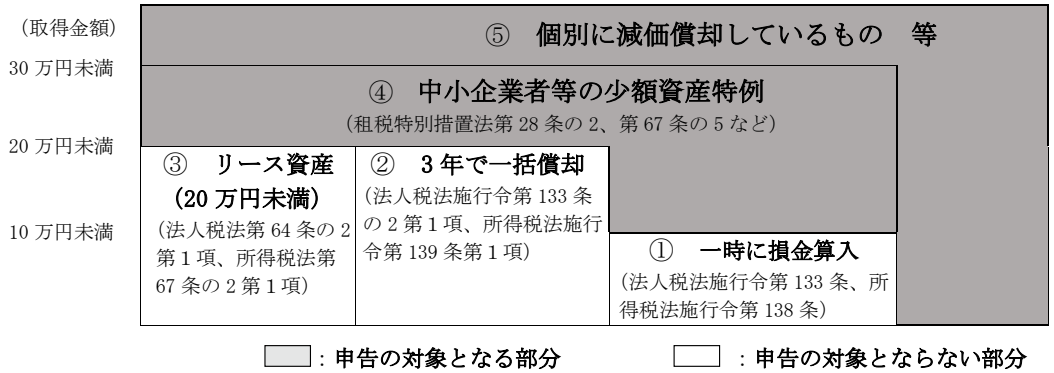

⑺ 申告対象にならない資産

ア　耐用年数が１年未満のもの
イ　自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
ウ　特許権・営業権・商標権・ソフトウエア等の無形減価償却資産
エ　開業費・下水道受益者負担金等の繰延資産
オ　貯蔵品・商品等の棚卸資産
カ　牛・馬・果樹その他生物/ただし、観賞用・興行用の生物は申告対象
キ　取得価格が 20 万円未満のものを 3 年間で一括償却したもの
ク　使用可能期間 1 年未満、または取得価額が 10 万円未満のものを一時損金に算入したもの
ケ　用途廃止資産
コ　修繕費

(8)　太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税について

償却資産に該当する場合には申告していただく必要があります。**（下表参照）**

ア　設置者および発電規模別の課税区分

設 置 者	10kW 以上の太陽光発電設備	10kW 未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	固定価格買取制度の認定を受けた資産は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の**対象**	売電するための事業用資産とはみなさないため、償却資産としては課税の**対象外**
個人（事業用）	事業の用に供している資産については、償却資産として課税の**対象**	
法　　人	事業の用に供している資産になり償却資産として課税の**対象**	

イ　発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備						
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等	その他関係備品等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。
※償却：償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

ウ　再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号及び 3 号の規定に基づき、下記のとおり固定資産税課税標準の特例が適用されます。

取得日	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
対象資産	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型発電設備	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備または、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備
固定価格買取制度の認定	認定を受けたものは特例対象外	
特例割合	最初の 3 年度分　出力 1000Kw 未満 2/3 最初の 3 年度分　出力 1000Kw 以上 3/4	
申告時提出書類	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し	対象の補助等を受けて取得し、特例要件を満たす設備であることを証する書類の写し

2　国税との主な違い

項　　目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦　年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法 （注１）	定率法（固定資産税定率法） 一般の資産は固定資産評価基準　別表第15に定められた減価率を用いる（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 〔定率法の場合〕 平成 19 年 4 月 1 日以降取得分：「定率法」 平成 19 年 3 月 31 日までの取得分：「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度 （注２）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
耐 用 年 数 の 短 縮 ・ 増　加　償　却 （注３）	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（１円）
改　　良　　費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価 （一部合算も可）
即 時 償 却 資 産 （ 租 税 特 別 措 置 法 ）	申告対象	全額経費算入

（注 1）　法人税等の減価償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の 5%が最低限度額となります。

（注 2）　圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注 3）　耐用年数の短縮・増加償却を適用した償却資産

法人税法又は所得税法の規定による次の制度を適用した償却資産がある場合は、それぞれ必要な手続きを行なってください。

・耐用年数の短縮

償却資産申告書の「8　短縮耐用年数の承認」欄に「有」、種類別明細書の「摘要」欄に「耐用年数の短縮」を記載したうえで、「国税局長の承認通知書」の写しを添付提出してください。

・増加償却

償却資産申告書の「9　増加償却の届出」欄に「有」、種類別明細書の「摘要」欄に「増加償却」を記載したうえで、「税務署長への届出書」の写しを添付して提出してください。

3　税額等の算出方法について

〈評価額の算出方法〉

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額×(1−減価率/2) 評価額＝取得価額×A	前年度評価額×(1−減価率) 評価額＝取得価額×B

※ 減価率の数値処理は、少数点以下第 4 位を切り捨てています。

A：半年分の減価残存率で 11 ページ〈減価残存率表〉のA欄の率です。

B：1 年分の減価残存率で 11 ページ〈減価残存率表〉のB欄の率です。

・1 月 1 日取得の資産については、その前年の 12 月を取得年月として計算します。

・初年度の評価額は、取得年月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意　算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉

『固定資産評価基準』*別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

※『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

〈課税標準額の算出方法〉

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例（13 ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

〈税額の算出方法〉

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額（1,000 円未満切り捨て）×**税率**（100 分の 1.4）＝**税額**（100 円未満切り捨て）

・課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

〈計算例（概算)〉

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方法で申告される場合には、実際の評価計算については、府中市の電算システムで行ないますので、算出する必要はありません。

資産の内容						
アスファルト舗装 ※賃貸住宅や事務所などの固定資産税の家屋評価対象以外の部分の舗装など						
取得年月		取得価額		耐用年数	償却限度額（取得価額×5%）	
令和6年5月		10,000,000円		10年	500,000円	
申告年度	残存率	特例	評価額	課税標準額	税　額	備　　考
R7	0.897	なし	8,970,000	8,970,000	125,580	
R8		〃	7,122,180	7,122,180	99,710	
R9		〃	5,655,010	5,655,010	79,170	
R10		〃	4,490,077	4,490,077	62,861	
R11		〃	3,565,121	3,565,121	49,911	
R12		〃	2,830,706	2,830,706	39,629	
R13		〃	2,247,580	2,247,580	31,466	
R14		〃	1,784,578	1,784,578	24,984	
R15		〃	1,416,954	1,416,954	19,837	← R15から一名義人につき、申告対象がこの資産のみの場合は、免税点未満となります。
R16	0.794	〃	1,125,061	1,125,061	15,750	
R17		〃	893,298	893,298	12,506	
R18		〃	709,278	709,278	9,929	
R19		〃	563,166	563,166	7,884	
R20		〃	500,000	500,000	7,000	← R20以降は、償却限度額に達して取得価額の5%となります。
R21		〃	500,000	500,000	7,000	
R22		〃	500,000	500,000	7,000	
R23		〃	500,000	500,000	7,000	
R24		〃	500,000	500,000	7,000	

4　非課税となる資産

地方税法第348条に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。新たに取得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出してください。

5　課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条の規定により次に掲げる償却資産（抜粋）については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用)」の課税標準の特例欄に率を、摘要欄に該当条項を記載し、最初の適用年度には特例内容に係る資料と共に提出してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	特例対象施設等	取得時期	課税標準の特例率	添付書類
地方税法附則第15条第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～R8.3.31	1／2（わがまち特例）	各施設届出書(写)など
地方税法附則第15条第2項第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるごみ処理施設	R6.4.1～R8.3.31	1 ／ 2	
地方税法附則第15条第2項第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物の最終処分場	R6.4.1～R8.3.31	2 ／ 3	
地方税法附則第15条第2項第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設	R6.4.1～R8.3.31	1 ／ 3	
地方税法附則第15条第2項第5号	下水道法による公共下水道を使用する者が設置した除害施設	R6.4.1～R8.3.31	3 ／ 4（わがまち特例）	
地方税法附則第15条第44項	中小企業経営強化法による先端設備	R5.4.1～R7.3.31	賃上げ表明なし 3年間 1 ／ 2 賃上げ表明有り（R6年3月末までに取得） 5年間 1 ／ 3 （R7年3月末までに取得） 4年間 1 ／ 3	先端設備等導入計画の申請書及び認定書（写） 先端設備等導入計画に係る投資計画に関する確認書（写） 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） リース契約書（写）（所有権移転外リース取引の場合） 固定資産税軽減計算書（写）（所有権移転外リース取引の場合）
地方税法第349条の3の4	被災代替資産	H30.7.5～	4年間 1 ／ 2	

償却資産申告書及び種類別明細書の書き方（記載例）

償却資産申告書

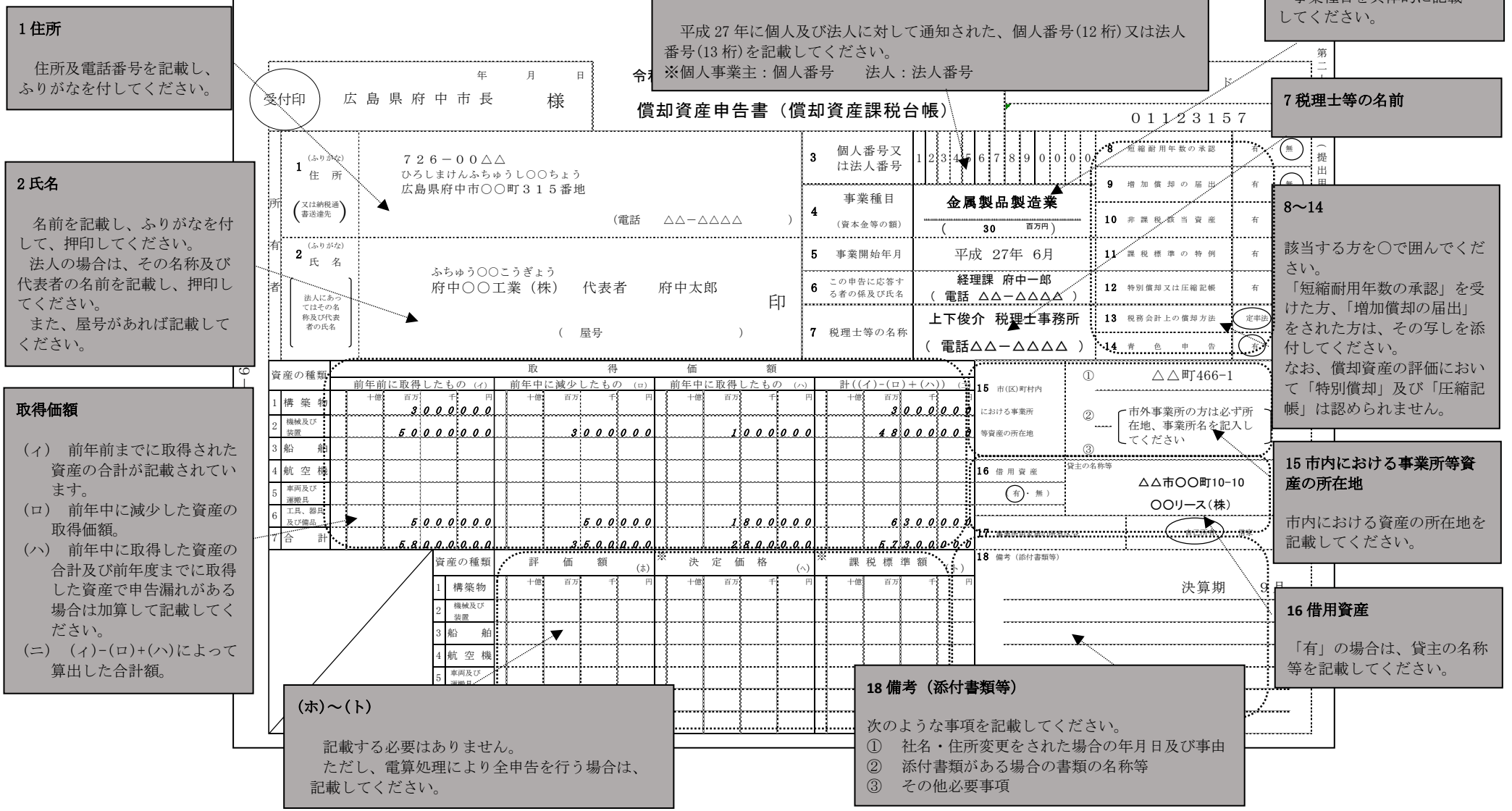

1 住所

住所及電話番号を記載し、ふりがなを付してください。

2 氏名

名前を記載し、ふりがなを付して、押印してください。
法人の場合は、その名称及び代表者の名前を記載し、押印してください。
また、屋号があれば記載してください。

3 個人番号又は法人番号

平成 27 年に個人及び法人に対して通知された、個人番号(12 桁)又は法人番号(13 桁)を記載してください。
※個人事業主：個人番号　　法人：法人番号

4 事業種目

事業種目を具体的に記載してください。

7 税理士等の名前

8～14

該当する方を○で囲んでください。
「短縮耐用年数の承認」を受けた方、「増加償却の届出」をされた方は、その写しを添付してください。
なお、償却資産の評価において「特別償却」及び「圧縮記帳」は認められません。

15 市内における事業所等資産の所在地

市内における資産の所在地を記載してください。

16 借用資産

「有」の場合は、貸主の名称等を記載してください。

取得価額

（ィ） 前年前までに取得された資産の合計が記載されています。
（ロ） 前年中に減少した資産の取得価額。
（ハ） 前年中に取得した資産の合計及び前年度までに取得した資産で申告漏れがある場合は加算して記載してください。
（ニ） (ィ)-(ロ)+(ハ)によって算出した合計額。

(ホ)～(ト)

記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全申告を行う場合は、記載してください。

18 備考（添付書類等）

次のような事項を記載してください。
① 社名・住所変更をされた場合の年月日及び事由
② 添付書類がある場合の書類の名称等
③ その他必要事項

種類別明細書(増加資産・全資産用)

増加資産・全資産のどちらかに〇印を記載してください。

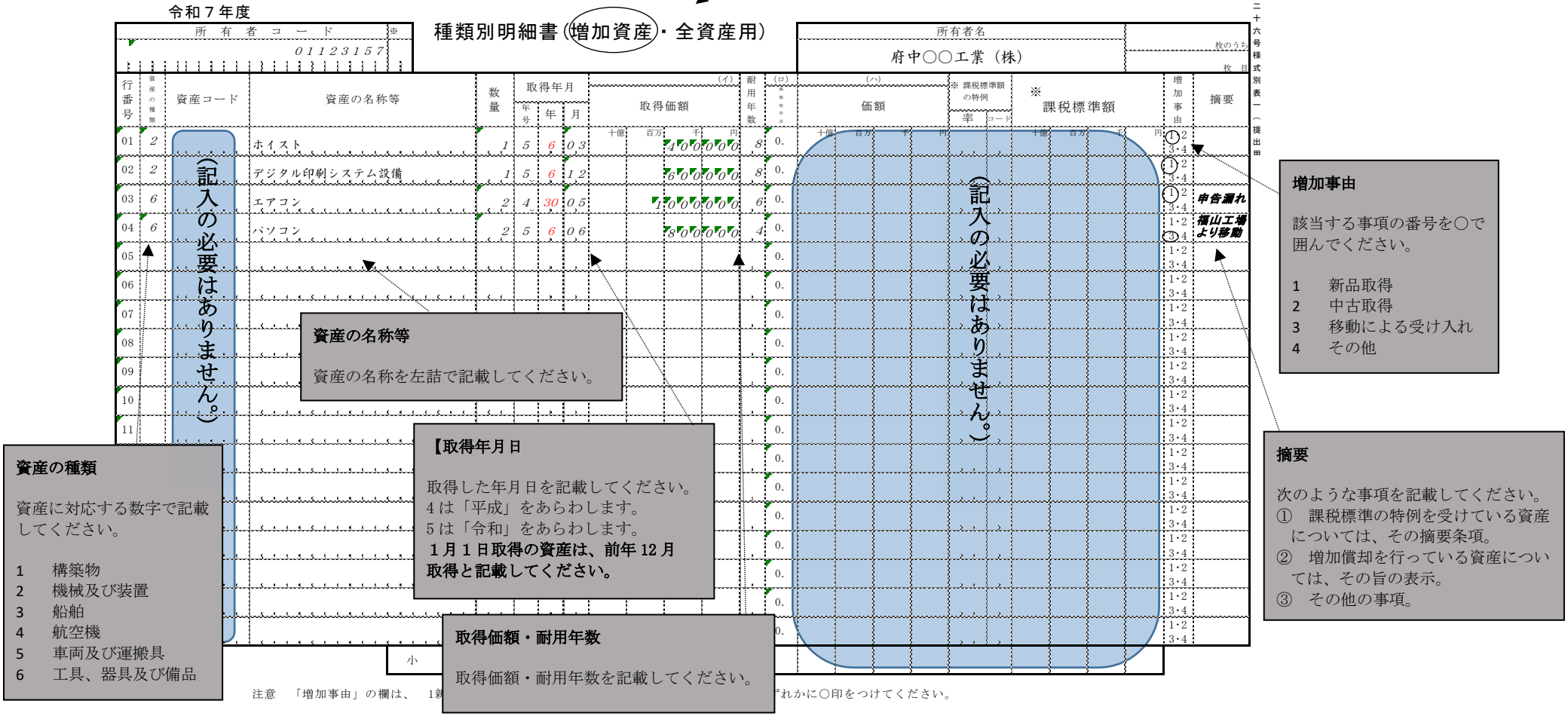

資産の種類

資産に対応する数字で記載してください。

1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

資産の名称等

資産の名称を左詰で記載してください。

【取得年月日

取得した年月日を記載してください。
4は「平成」をあらわします。
5は「令和」をあらわします。
１月１日取得の資産は、前年 12 月取得と記載してください。

取得価額・耐用年数

取得価額・耐用年数を記載してください。

増加事由

該当する事項の番号を〇で囲んでください。

1 新品取得
2 中古取得
3 移動による受け入れ
4 その他

摘要

次のような事項を記載してください。
① 課税標準の特例を受けている資産については、その摘要条項。
② 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。
③ その他の事項。

*** お願い ***
経費節減のため元号改正前の印刷物を使用しています。元号が「平成」になっていますので、お手数をお掛けしますが元号を「令和」に修正してご記入いただきますようお願いします。

種類別明細書(減少資産用)

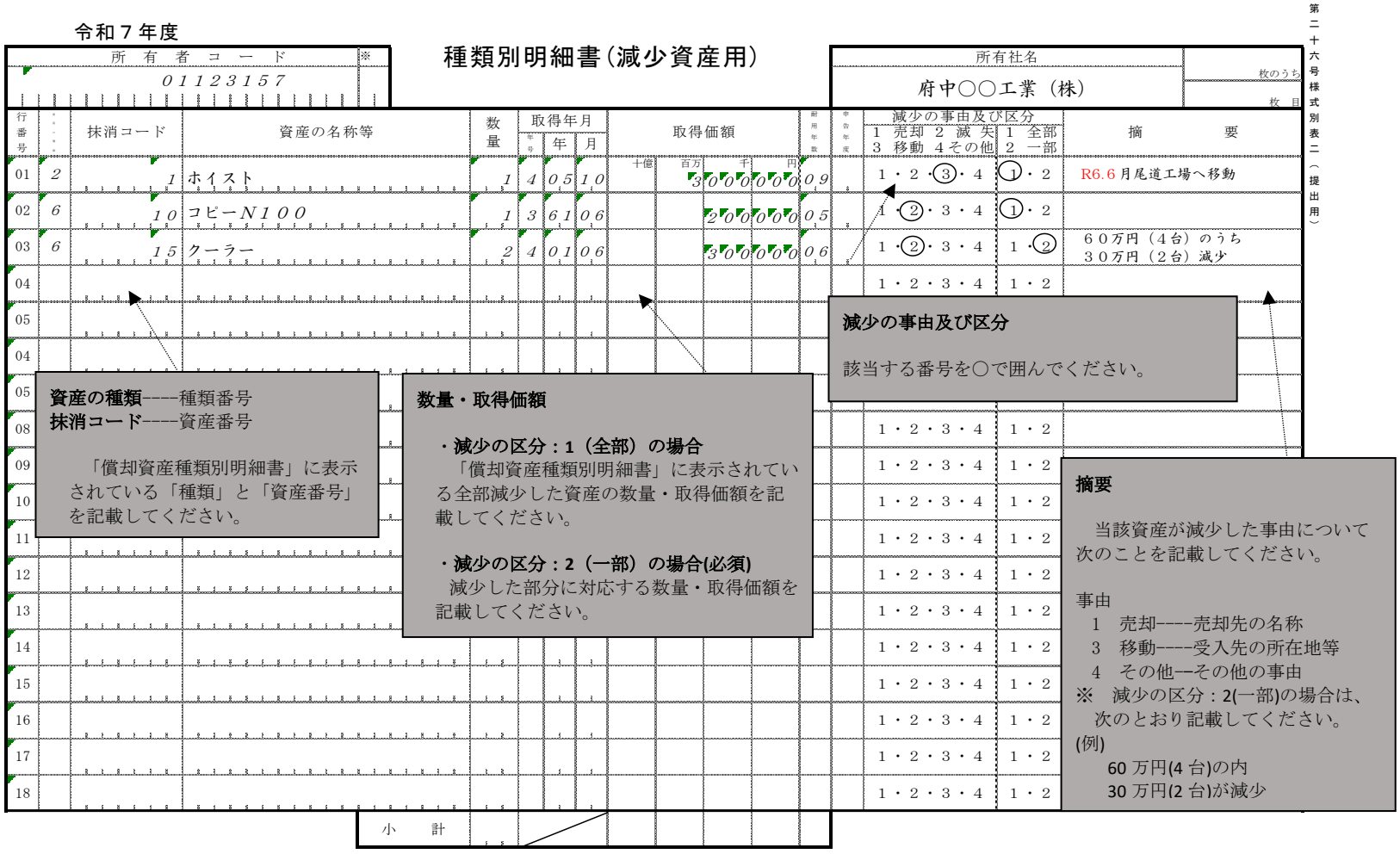

*** お願い ***
経費節減のため元号改正前の印刷物を使用しています。元号が「平成」になっていますので、お手数をお掛けしますが元号を「令和」に修正してご記入いただきますようお願いします。